

規 則

職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年四月二十六日

埼玉県人事委員会委員長 武 笠 正 男

埼玉県人事委員会規則七―一〇一九

職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当に関する規則（埼玉県人事委員会規則七―七二四）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項第一号中「皇太子若しくは皇太子妃」を「上皇、上皇后、皇太子、皇太子妃、皇嗣若しくは皇嗣妃」に改める。

附 則

この規則は、平成三十一年五月一日から施行する。